

秋田市公告

都市計画法（昭和34年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年11月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・66号	飯島神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・67号	寺内後城街区公園
秋田都市計画公園	2・2・68号	後城第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・69号	後城第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・71号	御蔵町街区公園
秋田都市計画公園	2・2・74号	友鳩街区公園
秋田都市計画公園	2・2・75号	浜ナシ山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・77号	大谷地街区公園
秋田都市計画公園	2・2・78号	花立街区公園
秋田都市計画公園	2・2・79号	飯島第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・80号	土崎港北六丁目街区公園
秋田都市計画公園	2・2・81号	長野第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・82号	長野第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・83号	東後街区公園
秋田都市計画公園	2・2・84号	土崎寺小山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・88号	土崎駅東第1街区公園

秋田都市計画公園	2・2・89号	土崎駅東第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・92号	二葉町第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・93号	二葉町第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・94号	土崎なかよし街区公園
秋田都市計画公園	2・2・96号	將軍野第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・97号	將軍野第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・98号	將軍野第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・99号	將軍野第4街区公園
秋田都市計画公園	2・2・100号	高野街区公園
秋田都市計画公園	2・2・231号	道東街区公園
秋田都市計画公園	3・3・8号	寺内古四王近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・9号	前谷地近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・10号	高清水近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・11号	光沼近隣公園
秋田都市計画公園	3・2・12号	二葉町近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・17号	薬師田近隣公園

2 位置および区域

秋田市飯島松根西町、寺内大小路、寺内後城、土崎港南一丁目、土崎港中央七丁目、土崎港相染町字浜ナシ山、土崎港相染町字大谷地、土崎港北七丁目、飯島松根東町、土崎港北六丁目、港北松野町、土崎港北三丁目、土崎港北五丁目、土崎港北一丁目、將軍野東二丁目、土崎港中央二丁目、土崎港東一丁目、將軍野南三丁目、將軍野南五丁目、將軍野南二丁目、將軍野南四丁目、飯島道東二丁目、寺内児桜一丁目、外旭川字前谷地、將軍野南一丁目、土崎港相染町字沼端、土崎港相染町字家ノ下、將軍野東二丁目および飯島字薬師田地内

3 縦覧期間

令和7年11月14日から同月28日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課